

両替機利用カード取扱規定

1. 両替機利用カードの発行

- (1) 両替機利用カード(以下「利用カード」という。)は、興産信用金庫(登録番号 T8-0100-0500-2388)がご利用のお客様に貸与するものです。したがって、解約等の場合には返却していただきます。
- (2) 利用カードの発行は、お一人様1枚とさせていただきます。

2. 利用の範囲

- (1) 利用カードは、利用カード発行店の両替機のための利用とさせていただきます。
- (2) 両替機の利用時間は、午前9時から午後3時までとさせていただきます。
- (3) 両替機の故障等の場合は、その間の取扱を一時中止することがあります。
- (4) 1日の利用回数、および1回あたりの両替は当金庫が定めた範囲とします。

3. 利用期間

当初の利用期間は、最初に到来する3月31日までとし、ご利用のお客様、または当金庫からの解約の申し出がない限り、4月1日から翌年3月31日までの1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 利用料の取扱

- (1) 利用期間の利用料は、1年間33,000円(うち消費税10% 3,000円)を口座引落により徴求とします。
- (2) 口座引落日は、毎年4月15日(休日等の場合は翌営業日)とします。
- (3) 利用カードの申込み時点で利用料の引落口座が開設済みであることとします。
- (4) 初回申込時の利用料は、申込日の属する月から年度末までの月数分を月割計算により現金、またはお引き出しの伝票、もしくは小切手の授受により行うこととします。
- (5) 月割計算については、申込日、または解約日の属する月を1ヶ月とします。
- (6) 利用料の変更があった場合には、変更日以降最初に到来する利用期間から適用することとします。

5. 譲渡、転貸の禁止

利用カードは、お申込みのお客様以外に譲渡、または利用させることはできません。

6. 再発行手数料

- (1) 紛失等により利用カードを再発行する場合は金庫所定の手数料を徴求いたします。

7. 解約等

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替機利用カード届出書」を提出し、利用カードは返却してください。
- (2) 利用期間中の解約の場合の利用手数料は、解約日の属する月の翌月から利用満了日までの月割計算により返戻します。
- (3) 利用カードの利用手数料の未納、利用カードの不正使用等当金庫が利用カードの使用が不適当と認めた場合は、その利用をお断りすることがあります。
この場合は、直ちに利用カードを返却してください。

8. 規程変更

- (1) この規程の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他、相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上